

# 伊 勢 市 公 報

第 150 号  
平成 24 年 2 月 6 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則	4
<b>消防訓令</b>	
○ 伊勢市消防本部処務規程の一部を改正する規程	6
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 市道の路線の廃止について	9
○ 市道の路線の認定について	10
○ 道路の区域の決定について	12
○ 道路の供用開始について	13
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	15
<b>上下水道告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	16
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	17
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	18
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	19
<b>公 告</b>	
○ 伊勢都市計画下水道の変更に係る案の縦覧について	20
○ 都市公園の供用開始について	22
○ 農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	23
<b>公 表</b>	
○ 平成 23 年度随時監査結果に対する措置状況について	25

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 1 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 1 号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が 1 箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 1 月 31 日

伊勢市教育委員会  
委員長 楠田英子

伊勢市教育委員会規則第 1 号

伊勢市教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市教育集会所条例施行規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中使用する教育集会所及び施設の項を次のように改める。

使用する教育 集会所及び施設	1 小 木 教育集会所	2 朝 熊 教育集会所	3 黒 瀬 教育集会所

様式第 3 号及び様式第 4 号中使用許可を受けた教育集会所及び施設の項を次のように改める。

使用許可を受け た教育集会所 及 び 施 設	1 小 木 教育集会所	2 朝 熊 教育集会所	3 黒 瀬 教育集会所

様式第 5 号及び様式第 6 号中使用許可教育集会所及び施設の項を次のように改める。

使用許可教育 集会所及び施設	1 小 木 教育集会所	2 朝 熊 教育集会所	3 黒 瀬 教育集会所

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防本部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 1 月 30 日

伊勢市消防長 保 田 幸 宏

## 伊勢市消防本部訓令第 1 号

伊勢市消防本部処務規程の一部を改正する規程

伊勢市消防本部処務規程（平成 17 年伊勢市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条通信指令課の部通信指令第 1 係、通信指令第 2 係及び通信指令第 3 係の項中第 5 号を削り「第 6 号」を「第 5 号」とする。

附 則

この訓令は、2 月 1 日から施行する。

## 伊勢市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成24年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 健 一

伊勢市二見町今一色 155 番地 11

変更後 濱 條 清 子

伊勢市二見町西 1003 番地 17

## 伊勢市告示第7号

### 市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成24年1月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
朝熊23号線	朝熊町字鴨谷 4383番4地先		
	朝熊町字鴨谷 4383番4地先		

伊勢市告示第 8 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 24 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
宇治浦田 1 丁目 23-18 号線	宇治浦田 1 丁目 265 番 1 地内		
	宇治浦田 1 丁目 277 番 3 地内		
宮町 2 丁目 23-19 号線	宮町 2 丁目 655 番地先		
	御菌町高向字落合 992 番 1 地先		
小俣本町 23-20 号線	小俣町本町 165 番地先		
	小俣町元町 1810 番地先		
朝熊 23 号線	朝熊町鴨谷 3600 番 8 地先		
	朝熊町鴨谷 4383 番 469 地先		
朝熊 23-21 号線	朝熊町東谷 3477 番 31 地先		
	朝熊町東谷 3477 番 31 地先		

尾上 23-22 号線	尾上町字虎ヶ尾 22 番 2 地先		
	尾上町 38 番 108 地先		
尾上 23-23 号線	尾上町字虎ヶ尾 22 番 10 地先		
	岡本 2 丁目 507 番 3 地先		
小俣本町 23-24 号線	小俣町本町 430 番 2 地先		
	小俣町本町 430 番 6 地先		

伊勢市告示第9号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成24年1月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	宇治浦田1丁目23-18号線	6.0 ～ 12.7	187
市 道	宮町2丁目23-19号線	14.0 ～ 25.4	287.2
市 道	小俣本町23-20号線	6.1 ～ 7.6	214.8
市 道	朝熊23号線	8.0 ～ 15.0	1,250
市 道	朝熊23-21号線	8.0 ～ 15.0	140
市 道	尾上23-22号線	6.0 ～ 13.0	200
市 道	尾上23-23号線	5.0 ～ 6.0	47
市 道	小俣本町23-24号線	6.0 ～ 24.0	56

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 10 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
宇治浦田 1 丁目 23-18 号線	宇治浦田 1 丁目 265 番 1 地内から 宇治浦田 1 丁目 277 番 3 地内まで
宮町 2 丁目 23-19 号線	宮町 2 丁目 655 番地先から 御菌町高向字落合 992 番 1 地先まで
小俣本町 23-20 号線	小俣町本町 165 番地先から 小俣町元町 1810 番地先まで
朝熊 23 号線	朝熊町鴨谷 3600 番 8 地先から 朝熊町鴨谷 4383 番 469 地先まで
朝熊 23-21 号線	朝熊町東谷 3477 番 31 地先から 朝熊町東谷 3477 番 31 地先まで
尾上 23-22 号線	尾上町字虎ヶ尾 22 番 2 地先から 尾上町 38 番 108 地先まで
小俣本町 23-24 号線	小俣町本町 430 番 2 地先から 小俣町本町 430 番 6 地先まで

供用開始の期日 平成 24 年 1 月 31 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

## 伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年1月19日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田英子

### 記

- 1 日時 平成24年1月26日（木）午後5時
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第1号 平成24年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について
  - 議案第2号 伊勢市立公民館条例の一部改正について
  - 議案第3号 伊勢市立図書館条例の一部改正について
  - 議案第4号 伊勢市体育施設条例及び伊勢市都市公園条例の一部改正について
  - 議案第5号 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について

\*議案第1号は人事に関する事件につき、非公開になると見込まれます。

## 伊勢市上下水道事業告示第 1 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 24 年 1 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 24 年 2 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
豊川町、本町、宮町 2 丁目、常磐 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成24年1月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
318	ムラキ設備	度会郡玉城町宮古 1414番地4	平成24年1月17日

### 伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成24年1月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
356	ムラキ設備	度会郡玉城町宮古 1414番地4	平成24年1月20日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第10条第2項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成24年1月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
145	株式会社第一 水道工業所	松阪市西町283番地	平成24年1月23日

## 伊勢市公告第3号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成24年1月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画下水道

流域関連伊勢市公共下水道

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御菌総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

### 4 縦覧期間

自 平成24年1月16日（月）

至 平成24年1月30日（月）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市公告第 4 号

### 都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 24 年 1 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
小俣町湯田公園	伊勢市小俣町湯田 516 番 54	105
伊勢岡本ヒルズ公園	伊勢市岡本 2 丁目 507 番 16	289

供用開始の期日 平成 24 年 1 月 26 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市公告第 5 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 24 年 2 月 27 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 24 年 2 月 27 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 24 年 1 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間  
自 平成 24 年 1 月 27 日  
至 平成 24 年 2 月 27 日
  
- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先  
伊勢市産業観光部 農林水産課 伊勢市御薮総合支所 1 階

郵送 〒516-8501

伊勢市御薗町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

伊勢市監査委員公表第1号

平成23年度随時監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年1月25日

伊勢市監査委員 鈴木 一博  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 藤原 清史

随時監査結果に対する措置状況

随時監査

【都市整備部】

所管課等	監 査 結 果	措 置 状 況
<p>基盤整備課</p>	<p>意見</p> <p>(1) 仮設工の設計図において、指定仮設であるか任意仮設であるか明示されていない。指定仮設は、直接工事と同等であり設計変更の対象となるが、任意仮設は設計変更の対象とならない。</p> <p>設計図は契約内容を示すものである、任意仮設を示す設計図に関しては参考図であることを明記し、指定仮設と任意仮設を明確に区別されることが望ましい。</p> <p>(2) 施工計画書の内容において、交通誘導員の配置に関する記載がなかった。交通誘導員の配置に関しては、特記仕様書でその人員数を明記してあり、その配置場所、人数及び期間について、施工計画書内で明記させ、設計に対する適切性を確認することが望ましい。</p> <p>(3) 工事材料関係の書類において、築堤材料は、高水時の遮水性、侵食強さ、すべり強度が要求される材料であり、特記仕様書、設計図書には、それらの仕様に関する事項を明記されることが望ましい。</p> <p>また、提出された材料承認願および試験成績書には、施工者に予め管理基準値を記載させるとともに、事業者の承認の証拠として、チェックした記録を残すことが望ましい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>工事発注において、任意仮設については図面に参考図という明記を行う又は特記仕様書に明記を行っている。</p> <p>「措置済み」</p> <p>監督員が、提出された施工計画書が交通管理及び施工方法を検証できる内容になっているか確認を行い、訂正が必要な場合は指導を行っている。</p> <p>「措置済み」</p> <p>規格・基準が定められている材料については、設計図書又は特記仕様書に明記を行っている。</p> <p>また、提出された使用材料調書については、監督員、係長、課長がそれぞれ確認印を押し保管している。</p> <p>なお、管理基準値については、使用材料調書の中で記載するよう指導を行っている。</p>

	<p>(4) 溶接作業時にエンジンウエルダー（エンジン付溶接機）を使用していたが、現場責任者から、漏電による感電の防止措置としてアース接地は行っていなかったことを確認した。施工者に対し、協力会社の持込機械・設備に関して、使用条件等も含めて作業前に安全上の点検・確認を行わせるよう指導されることが望ましい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>施工業者に対して、作業前の安全確認・点検を徹底するよう指導を行った。</p> <p>他の工事についても監督員が、安全管理の確認及び指導を行っている。</p> <p>また、検査室のパトロール時においても確認及び指導を行っている。</p>
--	--	--